

議会改革調査特別委員会

令和6年12月6日（金曜日）

開会 午前 9時56分

閉会 午前10時59分

1. 議件

(1) 検討課題（項目）の審査について

①検討課題の審査

・議員報酬の見直し

②新規検討項目等について

・新規検討項目及び継続審議項目の整理

(2) 参考資料について

①関連する新聞報道

(3) 次回の日程について

(4) その他

○出席委員（12名）

1番 伊藤 昇 君	2番 河野 文彦 君
3番 高橋 邦雄 君	4番 河野 淳 君
5番 山田 誠 君	6番 野口 周治 君
7番 斉藤 優香 君	8番 千葉 圭一 君
9番 佐々木 修 君	10番 加藤 進 君
12番 東 隆一 君	13番 松田 兼宗 君

○欠席委員（0名）

○職務のため出席した者の職氏名

事務局 長	小田 桐 克 幸 君
次 長 兼 議事係 長 兼 庶務係 長	関 孝 憲 君

◎開会・開議の宣告

○委員長（伊藤 昇君） おはようございます。ただいまの出席委員数は12名です。定足数に達しましたので、第7回議会改革調査特別委員会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

議題に入ります。

本日の議題は、お手元に配付のとおりであります。

◎議件

○委員長（伊藤 昇君） 初めに、検討課題の審査についてを議題とします。

議員報酬の見直しを議題とします。

ここで、前回委員会の経緯、経過等について整理をしておきたいと思います。

事務局から説明をお願いします。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、第6回議会改革調査特別委員会経緯、経過という1枚物で両面刷りの資料に基づきお話をさせていただきます。この資料につきましては、前回第6回委員会の経緯、経過についてまとめたもので、流れに沿って振り返っていきたいと思います。

①、議員報酬シミュレーションについてですが、これは令和4年度に全国町村議会議長会が公表した議員報酬シミュレーションを活用して令和5年度の森町議会の議員活動をそれぞれ該当する項目に代入し、算定した資料でございます。これについて事務局より説明をいたしました。シミュレーションの概略は前回説明しておりますので、省略しますが、その結果についておさらいをしますと、町長職務遂行日数を325日とした場合、これは岡嶋町長の実日数であります。この場合、議長が35万7,000円、副議長が26万7,000円、議員が22万7,000円となりました。また、町長職務遂行日数を305日とした場合、これは議長会で設定しているモデル値であります。例えば町長の職務遂行日数が把握できない場合や長期の入院等による休暇などにより実日数を用いることが適当でない場合などに使用するものであります。この場合、議長が38万1,000円、副議長が28万4,000円、議員が24万3,000円となりました。

次に、②、議員報酬に係る考え方についてであります。議員報酬に係る各委員の考え方について、改めてその考え方を確認をしました。その結果、報酬を増額とした委員は8人、現状維持とする委員は2名でありました。

次に、③、報酬に係る今後の審議についてです。②により各委員の報酬に係る考え方を確認した後、今後の審議の在り方について様々な意見が出されましたが、それらを参考にしながら、採決したほうがよい、もっと議論を深めたほうがよい、広報で意見聴取をしてから判断したほうがよい、この3点に絞って採決を行いました。その結果は、採決したほうがよいが2人、もっと議論を深めたほうがよいが2人、広報で意見聴取をしてから判断

したほうがよいが5人となり、広報で意見聴取の上、判断していくことで決定したところ
であります。そして、広報での町民からの意見聴取の方法及び実施する時期等については、
正副委員長会議で預かるというような整理をしたものであります。

次に、④、議員報酬の改定、適用時期についてです。仮に議員報酬が増額となった場合
の適用、実施時期を決めておくべきであるという意見が出され、協議が必要である旨の確
認をしたところであります。具体的には次の2通りが考えられます。1つは、準備ができ
次第適用、実施する。もう一つは、次の改選後に適用、実施するというものであります。
このことを協議するに当たり、その判断材料として議員報酬の改正時期、改選後に適用し
たかどうかについて管内の状況が分かる資料を次回委員会まで作成し、提出すること
になりました。この資料については、後ほどその場面で説明したいと思います。

次に、⑤、新規検討項目及び継続審議項目についてです。新規に各委員から寄せられた
項目及び前回委員会からの継続審議となっている項目について、重複部分等を整理の上、
次回委員会で配付することとなりました。この資料についても後ほどその場面で説明をし
たいと思います。また、この資料では触れておりませんが、議員発議による条例の一部改
正の考え方についての質問が委員から寄せられました。このことについて先般北海道町村
議会議長会へ照会をしておりましたが、その回答が届いておりますので、各委員に配付を
しております。よろしくお願いたします。

前回委員会の経緯、経過の説明は以上となりますが、先般今後の議員報酬審議について
どのように進めたらよいか、正副委員長会議を開催し、協議をいたしました。その結果と
いいますか、正副委員長会議での協議を踏まえて皆さんにちよつとご提案をしたいとい
うふうに考えます。先ほど③で説明したとおり、議員報酬については広報で意見聴取の上、
判断をしていくことで決定をしているところであり、そして広報での町民からの意見聴取
の方法及び実施する時期等については正副委員長会議で預かるということで整理したも
のであります。しかし、具体的な報酬金額はこれからとしても、これも先ほど②のところ
で報告しました議員報酬に係る考え方についてです。10人中8人が議員報酬を増額するべ
きと答えております。このことを踏まえて現時点での委員会としての考え方を決めてはど
うか、つまり報酬増額の可否について採決を行ってはどうかということで提案をさせてい
ただきたいというふうに思います。その上で委員会としての考え方を町民に向けて、広報を
活用するなり、出向いて報告会を開催するなりして意見聴取、意見交換をしてはどうかと
考えるところですが、現状委員会の意思決定がないままに町民への意見聴取、意見交換を行
えば、そのやり取り、内容によっては結論を出せなくなってしまうことも想定されます。
さらに多くの時間を費やしてしまう、時間が経過してしまいかねないというふうに推察を
するところであり、議員報酬について増額する、減額する、現状維持とするの中から
委員会として決定した上で、町民に説明の場を設け、意見聴取を行っていくことが現実的
ではないかなというふうに考えるところであり、このことについてご協議をいただけれ
ばと思います。よろしくお願いたします。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。事務局から説明がありました。

各委員それぞれお考えはあろうかと思いますが、このような整理をさせていただき、進めていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） それでは、議員報酬について採決を行いたいと思います。

なお、この採決は、議員報酬を増額する、減額する、現状維持とするの中から選択してもらいます。その結果、増額する、または減額するとなった場合、具体的な金額について今後継続して審議していきたいと考えます。皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

それでは、採決を行います。

議員報酬を増額する方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤 昇君） 議員報酬を減額する方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤 昇君） それでは、議員報酬を現状維持とする方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○委員長（伊藤 昇君） 採決の結果、増額が8人、減額がゼロ人、現状維持が3人となりました。

したがって、議員報酬は増額ということで決定いたしました。

なお、具体的な引上げ額については今後継続して協議、決定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは次に、議員報酬が改定となった場合、その適用時期について協議していきたいと思っております。

関連する資料について事務局から説明願います。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、改定後議員報酬についてでございます。先ほど前回委員会の経緯、経過の中でもお話をさせていただきました。議員報酬の改定適用時期については、準備ができ次第適用する、それから次の改選後に適用するの2通りが考えられることから、その判断材料として議員報酬のその時期について渡島管内の状況が分かる資料を作成をいたしました。このような1枚物の資料になりますが、それぞれ直近の選挙時期を基準として報酬改定が行われた自治体議会を調べたもので、記載のとおり5つの町、管内です。が該当したところであります。

表の見方簡単に説明しますと、一番右側が報酬改定をしたところ、松前町以下5町あります。なお、参考のために森町も記載しております。そして、表の中ほどの議員定数から議員報酬額まで、2段書きとなっておりますが、上段が変更後、下段が変更前の数値になります。なお、この表の中で議員定数変更ないところ、福島町なんかありますけれども、

これは定数減と報酬増、これいわゆるセットで行う議会が多いのですが、これによらず報酬のみ増額したということを示しています。そして、右側に行きますと議員の任期、それから報酬月額改定適用年月日という欄がございます。これを御覧いただきたいのですが、例えば松前町ですが、議員の任期が2023年、令和5年の6月30日となっております、ほかの町でもそうなのですが、この任期の直前に選挙があったことを示しています。そして、報酬月額改定適用年月日を見ると松前町の場合2023年、令和5年7月1日となっており、改選後に適用していることが分かります。同様に、福島町、七飯町、八雲町も改選後に報酬改定適用していることが分かります。長万部町につきましては、これによらず、改選時期は私たちと同じ統一なのですが、改選から約1年後に報酬改定を行っているということになります。

また、今度は下のほうのところに議員報酬改定に係る流れというのを記載しました。非常にざっくりした表なのですけれども、2つのケースについて時系列で表してみました。まず、改選後に適用した場合ですが、一番右側、改選後の令和9年5月、次の森町議会の改選期は令和9年の4月になります。それを受けて令和9年5月からというふうに設定をしています。改選後に適用するとした場合、令和8年9月頃までには報酬審議会審議を経て答申を受け、12月頃までに条例の一部改正案を上程、附則で次の改選後から、一般選挙から適用する旨を規定するというパターンが考えられます。先ほどの説明した松前から八雲町については、表現は若干違うとはいえ、このような形で改選のある程度前に報酬についてはこうなりますよというのを示し、ただそれを適用するのは選挙の後ですよというような周知期間を設けています。それが一つのパターンです。それから、改選を待たず適用とする場合です。文字どおり必要な手続、報酬審議会審議、答申、それらを受けての条例改正、これを経て、令和9年4月の改選前に適用させるものであります。この表では、令和7年度または8年度中にも適用させて報酬改定するというような流れを示させていただきました。

なお、先ほど長万部町さん改選前に適用させているというふうの説明をいたしました。若干補足説明をさせていただきますと、長万部町さんの議会事務局に確認したのですが、この報酬改定については例えば議員のほうからとか、報酬こういう状況なので、上げてくださいというような形で報酬審議会の開催を求めたものではなくて、前の議長さんかどうかわからないのですけれども、町長さんとお話をしていて、申合せで議員の報酬が低いから、上げたらどうかというような形で話をされていたそうなのです。ですので、その辺は通常の報酬を上げるべきとなった場合、議会なりで、理論武装ではないのですけれども、資料を作って、このような状況になっています、報酬審議会を開催してくださいという流れではなかったようでございます。そのような事情があったことを聞いております。

説明は以上になります。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。事務局から説明がありました。

もちろん報酬審議会審議や伴う条例改正を経ての話ではありますけれども、適用時期の

考え方としては準備ができ次第実施すると次の改選後に実施するの2通りが考えられます。皆様の意見をお伺いしたいと思います。ご意見ある方は挙手を願います。

○委員（野口周治君） 私は、改選後に適用とするのがよいと考えます。そもそも改定には反対ですが、改定するのであればという前提です。というのは、金額によらず、お手盛り批判というのが必ずこれはついて回る。そのことも含めて町民の判断を仰ぐという手続は、それが町議選のメインテーマではないにしても、その中できちんと説明がなされるべきだと考えるからです。

以上です。

○委員（河野文彦君） 私も改選後に賛成です。野口さんからもありましたけれども、私も現状維持という意見だったのですけれども、この場で増額しましょうということに決まったからには、民主主義ですので、私もよりよい増額に向けて様々な意見を出していきたいなと思うのですけれども、改選後、この任期中に自分たちで自分たちの報酬を決めて、町民の意見も判断も何もなくて決めてしまうというのはあまりにも批判を受けてしまうのではないかなという心配があります。何より、報酬に関わる今後の審議というところで広報で意見を聴取してから判断したほうがよいという意見が多かったようですけれども、そういった時間も必要ですし、そうすると7年度中とか8年頭というのは難しいのかなと思うのですよ。それであれば改選後、それによって町民の意見もまた変わってくると思うので、上げるのであれば改選後、そのほうがレーションも少ないと思いますので、私はそういう意見です。

○委員（山田 誠君） 私は、準備ができ次第やるべきだというふうに思います。なぜか問いつたら、今少子化も相当進んでいるということと、どこの町村も今議員の成り手が少ないということもあるので、やっぱり早めに森町の議員の報酬の行き先をきちっと意見聴取した後、表明して町民の理解の上で準備をしていただきたい。改選後となると立候補したい方々も準備が間に合わないと思うのです。そうでなくて、すぐでき次第、こういうふうにやりますよということをやって実績も上げて、現状もちゃんと把握していただいた上で議員に出馬して森町を活性化させるというのが筋でないかなと私は思いますので、準備でき次第行うというのに賛成です。

○委員（野口周治君） 反論ではないのですが、この要件を確認したいのですけれども、改選後に適用の場合であっても、例えば令和8年の12月頃に条例を改正する。これをもっと早めることも可能、あらかじめ次の改選期から改定するよということで町民の前に明らかにしておくことは可能なのですよね。改選後の場合に改選するまで分からないという立てつけなのかということが私理解できなかったのです、お願いします。

○委員長（伊藤 昇君） 事務局から説明させます。

○議会事務局長（小田桐克幸君） ここに表の中に改選後適用とした場合の流れ書いてありますが、先ほど私住民周知のためにというふうな言い方をして、早めに条例改正をして、適用させるのは改選後という、そんな一般的パターンがあるよというふうにお話ししまし

たが、ここに書いてある時期を早めることについては何ら問題はありません。また、さらに言わせていただくと、全部の議会ではありませんが、新聞報道を見ると報酬審議会に諮る前に、こういった議会改革調査委員会での動きはこうですよ、報酬を上げる方向でというのが、関連する新聞報道とか結構前からお渡ししていると思いますが、条例改正の前にも委員会の議会の考え方はこうですよというのは、地方版が主なのですが、流れていたりします。森町議会もそれを新聞にということではないのですが、繰り返しですが、それもありますし、条例改正の時期も早めることもできますし、それ以前に住民との報告会、もちろん議員の皆さん、委員の皆さんで取決めしてお話し、意見交換があった場合はこのことを言おうねとか、しっかりと守っていただきながら情報を交換するのは、それはやぶさかではないだろうというふうに考えます。

○委員（野口周治君）であれば、この資料、今説明いただいた資料の一番下の表、タイムテーブルになっているやつですが、改選後に適用の一番左側、報酬審議会の審議、答申を下の段と同じように令和7年に設定して、条例改正を令和7年と設定することも可能、ここにはこのタイミングは改選後であろうが改選を待たずであろうが変わらないという考え方でよろしいのかどうか。ただし、改選を待たずの場合は早くやりたいので、早いほうに固定されるけれども、改選後は固定はされないので、R7クエスチョンマーク、R7クエスチョンマークという表記でよいのかどうか、それが1つ。

それから、今の説明で確認したほうが良いと思ったことがもう一点あります。それは、この特別委員会で審議をして議決をしました。議決は、議会の特別委員会の結論ではありませんけれども、個々の議員を私の理解では拘束するものではない。つまり反対の人は反対であるけれども、会議体ではこう決まったということである。もう少し言うと、私は反対です、私は賛成ですということは引き続き外には言えるものであると考えますが、それでよろしいかどうか、お願いします。

○委員長（伊藤 昇君）委員会として結論として賛成、反対、可否採ったわけですがけれども、それはやはり委員会としての決定事項ですので、それで自分はこうだった、それは自分の心の中にあるとは思いますが、特別委員会としての決定という部分ではやはり決められたことを委員会としてはこうですよということで捉えていただければなと思いますけれども。

○委員（野口周治君）ければなというご希望であるということは理解をしましたが、制度的にそういうものであると私は思っていないのです。それが不都合だからということかもしれないけれども、そういう制度ではないものをそのように運用することは問題があるのではないかと考えます。これは、議会の運営上の問題だと思います。例えば委員会が、国会でもそうですけれども、行われて、秘密会ですと設定してあれば中の議論は出せません。それ以外は公開が原則だと思うのです。そこに反することをここに持ち出すのは何かおかしいではないですか。

○議会事務局長（小田桐克幸君）私のほうからお話しさせていただきます。

考え方については、今野口委員おっしゃったそのとおりでありますので、例えば今報酬上げる、上げない部分について採決採りましたけれども、反対、現状維持の方いらっしゃいましたので、その主張については、採決の結果そうなったけれども、個々人の考え方がそうだというのを、それをぐっとしまい込んでというふうにはならないだろうなとは思いますが、それは、本会議の条例の一部改正の案件が上程されたときも同じであります。ですので、その条件となる個々人の議員の考え方について縛りをかけることはできないだろうなというふうに思います。ただ、ちょっと私的な考えもあるかもしれませんが、とはいえ委員会での採決、そして本会議でも同じですけども、反対意見がありながらも民主的に決まったことに変わりはないと思いますので、言い方ちょっと奥歯に物挟まった言い方かもしれませんが、委員会としての決定はこうなのだということを踏まえた上で発言をしていただければいいのかなというふうな気持ちでいます。

それから、もう一つ、時期の関係でお話があったというふうに思います。捉え間違いだったら指摘してほしいのですが、改選を待たずに適用という部分、私ここ分かりやすくするために令和7年、早い時期を設定してこういうふうな比較できるように、分かりやすいように作ったつもりなのですが、例えば改選後に適用するとした場合も周知期間を長くすればそれにこしたことはないという考えの下、例えば報酬審議会に早い時期に諮って、令和7年度中に条例を改正するというふうなことも可能ではあるとは思いますが、時期的なものを考えますと、例えば2年も前に条例改正して2年後の選挙から適用させるとかというのは、もうちょっと時期を見て、半年ないしは1年が適当なのか分かりませんが、2年前とかというふうな形にはちょっとなりづらいのかなというふうには思います。

もし質問の趣旨と違っていたら、指摘してください。

○委員（野口周治君） 質問の趣旨とは違わないのですが、今決めようとしているわけですよ、実態としては。いつから適用するか議論をしているのであって、決めるのは今決めようとしている。決めたことがあるのに、それをたなぎらしにするほうが何のためにそこに時間を置いているということになるように思うのです。ですから、どちらによるかによって時期が変わるのではなくて、適用時期は後であってもすぐに決めることは可能なら可能という論理的な割り切りでいいのではないかと思うのですが、いかがですか。

○議会事務局長（小田桐克幸君） すみません、承知しました。質問の趣旨分かりました。

今、一つの報酬を上げるというような形で決まりましたが、その金額的なものの協議についてはこれからになります。前回委員会でも私発言したと思うのですが、シミュレーションを基にするとすれば、令和5年度についての実績は比較はできますが、令和6年度について、あと3か月、4か月で終わりますけれども、そういった部分での議員の活動日数に基づいたシミュレーション結果も出せる。そういったものを材料が多ければ多いほどいいかなというふうに考えておきまして、報酬審議会を招集してもらって決めるに当たっても、私の頭の中ではシミュレーションを基に金額を上げていくのが適当だろうというふうにご考えておりますので、それに基づく資料、令和5年度はこうでした、令和6年度はこう

でした。もしくはどの年度を採用するのか含めて皆さんで決めていただくことになろうかと思えますけれども、そういった具体的な資料をそろえた上で報酬改定額を決めていくのがよろしいのではないかなという考えから、先ほどのような発言をさせていただきました。報酬審議会に諮るのはいいのですが、報酬審議会に上げ幅とか、そういったものも任せるのか、もしくは委員会のほうから具体的な根拠に基づいた報酬額、こういうふうにしてほしいというのを上げるのかという部分でも考え方は変わってくるだろうというふうに思います。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。

いろいろなご意見が……

（「何かあるみたい」の声あり）

○委員（野口周治君） 今実態としては決めたことをどうやって対外的に示すのか、これは委員会の外に、あるいは町民に示すのか、示さないのかという議論が多分本質なのではないか、ポイントではないかと思うのです。それであれば、例えば幾らにしたいということは今の基準でいえばこうだけれども、例えば原価方式を採用するとしたときにはその直近の時点のデータを用いて算定する。ちなみに、今の基準でいえばこのくらいに相当するという表示は技術的には可能であるはずだと思うのです。それを2年後まで、むしろどういう状況の変動が起きるか分からないのに、上げることは決めているのだけれども、それを2年後まで引っ張ります、そのままというやり方はよく分からない。見ていてよく分からないことになると思う。趣旨分かりにくいですか。

○委員長（伊藤 昇君） 私のほうから、すみません、先ほど報酬の増額についても継続の審議をしていこうということで皆様にお話をしまして、今皆様のご意見も適用時期についてもお考えがいろいろあるわけですから、それも併せて継続審議と適用時期も含めてしていかないと、一つの条例改正というものが伴ってくるものですから、その辺りも慎重に協議をしながら、金額も含めて次回以降に向けて継続の審議等をさせていただければと思いますけれども、よろしいでしょうか。ですから、今回この場で時期について採決とか、そういうものは採らないで、もっとデータを皆様に提示をしながら、そして2つの報酬の上げ幅ですとか、それから時期ですとか、そういうことを決めていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○委員（野口周治君） 誤解したかもしれないので、確認です。今これを改定する場合にどちらを採用するかを決めようとしているのではないと、もろもろ全部組み合わせた上で決めていくための事項を2つ提示しただけですと、ここでは結論は出しませんとおっしゃったのですか。

○委員長（伊藤 昇君） そうです。

○委員（野口周治君） 分かりました。

○委員長（伊藤 昇君） 先ほど皆様にご意見を頂戴したいというようなお話をさせていただいて……

○委員（野口周治君） 採決前提ではないのですか。

○委員長（伊藤 昇君） 採決をするという前提のお話は私はしていなかったと思っておりますので……

○委員（野口周治君） 承知しました。誤解しました。

○委員長（伊藤 昇君） すみません。ただ、時期的なものもごございますので、早急にそういうデータ、いろいろな資料も含めて皆様にご提示しながら決断をしていただければなというふうに思っております。

暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時46分

○委員長（伊藤 昇君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

皆さんご意見いろいろ出まして、まだ皆さんもまとまっていない部分もきっとあろうかと思うのです。先ほど私申し上げました報酬の額、どういうふうにしていったらいいか、その案をお示しをしながら、その時期についてもこれはなるべく早めに開催をして皆様に判断を仰ぎたいと思いますので、そのときまで継続審議ということでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） よろしいということで、ただし早めに資料ができ次第皆様にご提示をして判断を仰ぎたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、以上で議員報酬の見直しを終わります。

次に、新規検討項目等についてを議題とします。

関連する資料について事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（小田桐克幸君） それでは、新規検討項目及び継続審議項目の整理について説明させていただきます。

ホチキス止めの10ページにわたる資料であります。これは、新規に各委員から寄せられた項目、それから前回委員からの継続審議となっている項目について重複部分等を整理の上、まとめたものとなります。基本として第1回委員会のおきにお配りした資料をベースに、各種数値を新しいものに更新し、若干肉づけしたものとなっております。これからの審議に活用していただけたらと思います。なお、今後の審議の順番等につきましては、正副委員長会議で協議の上、進めていくことにしたいと思います。実際に項目として上がるときにはより具体的な資料、これも作成して一緒にお配りをしたいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。事務局から説明がありました。

この議題については記載された項目の確認にとどめ、今後の審議については順序等を含

め、正副委員長会議で整理したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声多数あり)

○委員長(伊藤 昇君) ありがとうございます。

(何事か言う者あり)

○委員(千葉圭一君) すみません、聞き漏らしていました。新規検討項目及び継続審議項目の整理は、正副委員長に一任するということですか。

○委員長(伊藤 昇君) 順番を含めてというお話で、ここに記載ありますけれども、その順番について正副委員長会議でということ。

○委員(千葉圭一君) 提案なのですけれども、この項目、類似しているものは一緒にするにしても、小委員会とかがどこかのこの間研修行ったところでやっていたよね。一つの項目を全員で話し合うのもまたいいとは思いますが、内容を検討する小委員会というものも立ち上げて、そこに持ってきて全体で話し合うという進め方を正副委員長の中で議題にさせていただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長(伊藤 昇君) それも含めまして正副委員長会議に諮ってまいりたいと思います。

それと併せまして、この項目あるのですけれども、また改めた新規項目等あれば、事務局で皆様に提案書みたいな書類をお作りをいたしまして、そして載せていただければなどと思いますので、そんなに時間はあまりないかもしれませんが、きっと皆様のお考えがまた違う考えがあらうかと思しますので、その辺りもよろしくお願ひしたいと思ひます。よろしいですか。

局長から何か。

○議会事務局長(小田桐克幸君) 特に。

○委員長(伊藤 昇君) よろしいですか、あと。

(「なし」の声多数あり)

○委員長(伊藤 昇君) それでは、参考資料についてを議題とします。

○議会事務局長(小田桐克幸君) これは関連する新聞報道ということで、以前から皆様にお渡ししているものであります。今回は、先ほど羅臼町の話が出ましたけれども、中にはそういったものも見ていただきたい記事もありましたので、目を通していただければというふうに思ひます。

以上です。

○委員長(伊藤 昇君) ご意見、何か聞きたいことでもございましたら。ありませんか。よろしいですか。皆さん、よろしいですね。

(「なし」の声多数あり)

○委員長(伊藤 昇君) 次に、次回の日程についてを議題とします。

次回の日程についてどのように取り計らったらよろしいでしょうか。

(「委員長一任」の声多数あり)

○委員長（伊藤 昇君） ありがとうございます。委員長一任の声がありましたので、そのようにさせていただきます。

これで次回の日程についてを終わります。

次に、その他に入ります。皆様から何かございませんでしょうか。

○委員（東 隆一君） 確認なのですけれども、先ほど野口委員から出たのですけれども、要は議員報酬の増額、現状維持という部分で人数が出ているのですけれども、個人の判断で、それは俺は反対したのですよ、私賛成したのですよという部分が、結局委員会で決まったもの自体はそこの部分で個人が私反対したのだ、賛成したのだという部分を言うというのはどうなのかなと、委員会で決まった部分というのはもうそこで多数でそういう委員が決まったのですよという部分のどうなのですか、その判断というのは。当然町民の方から、おまえ、どうしたのだと、これ反対だったのか、賛成だったのかと、何で反対したのだ、賛成したのだと、よく出る言葉なのです。そうすると、そこの部分で特定というか、特定まではいかないのでしょうかけれども、そういう部分で、特別委員会でこういう形で決まったものを俺賛成した、俺反対したのだけれども、こういうふうに通ってしまったのだというようなのはどうなのかなと、そこのところはどうなのでしょう。

○委員長（伊藤 昇君） 先ほど局長のほうからもお話があったのですが、例えば条例改正にしても賛成、反対の意見が出ている。これは、当然あろうかと思えます。ですから、その辺り個人の考え方、委員会としてはこういう結論に達した。だけれども、個人として、議員としてという部分では、例えば本会議でも反対意見を言えるわけですから、そういう考えになろうかと思えますけれども、よろしいですか。

○委員（東 隆一君） そういうふうにはか言えないというか。

○委員長（伊藤 昇君） ということになろうかと思えます。

○委員（河野文彦君） 今の意見の中で、私も例えば自分の支持者から、何、おまえたちこんなに上げたのだという意見があったときに、自分の先ほどの判断を殺してまでも、上げるのが正しいのです、お金もつと欲しいのですって言えないと思うのですよ、ここの議員として。ただ、委員会で決まったことは決まったことですから、よりよい方向にはいつてほしいのですけれども、ただ委員会で決まったからといって、自分のそういう意見を押し殺す、それは縛ることはできないという説明はあったのですけれども、非常に難しい問題だなと思うのです。ただ、強制はやっぱりできないし、してほしくないとは思いますが。あとは、個々の議員が自分は委員会の方向性とは逆だったのだけれども、あれはおかしいって言って歩くか、そこはもしそういうことで問い詰められたら小さく説明するかは、あとは個々の議員の判断かなと思うのです。ちょっと自分の意見でした。

○委員長（伊藤 昇君） 補正予算にしても何にしても、議案として出てきたものに賛成、反対は必ずあって、それは私は反対だったのだ。だけれども、可決はするということになるかと思うのです。その辺りで判断していただければなと思えます。

○委員（河野 淳君） 私も河野文彦委員のように町民からどうなったのというのを結構

聞かれるのですけれども、私は自分ではこう思っていたけれども、全体の会議の中でこういう具合に決まって、例えば諮問とかするにおいては議会全体の意見というので整理する必要があるのです、そういう具合になっているよという説明はするのですけれども、会議の中が何話しているか見えないというのであれば、毎回この説明すると納得してくれる方もいるので、公表する前に委員会の議事録なりをホームページなりで出していただいて、どういう議論が交わされてそういう結論に至ったのかというのを実際見ていただいたほうが説明するより早いのかなと思うのですけれども、その辺時間はないと思うのですけれども、なるべく全体の方向性出す前に議会の改革委員会の議事録を公表していただいて、説明がどうしても主観的な説明になってしまうので、客観的にこういう議論なされたということ公表していただくと助かります。

○委員長（伊藤 昇君） まず先に俺から、この特別委員会は別に秘密会でも何でもございませぬので、ですから公表するという部分では私はやぶさかでないのかなと思いますけれども、ただ事務的な部分で、これは局長のほうから説明させて。

○議会事務局長（小田桐克幸君） では、私のほうから。これは、議会改革前段のほうと申しますか、議事録の公表についてはしていくのだということと申しますので、秘密会扱いのものを除いて公表をホームページでしていきます。ただ、時間がどうしてもかかってしまう部分ありますので、それをなるべく短縮するようにしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○委員長（伊藤 昇君） それと併せまして、前段に町民の方々に、そのやり方は別にしまして、報告をするとか、お知らせをするということはやはり特別委員会としては必ずいたしますので、その部分も含めまして公表というか、皆さんに意見を、私どもの特別委員会の考え方をお知らせするということにはなるかと思っております。よろしいでしょうか。

それでは、その他、皆様からございませぬか。

（「なし」の声多数あり）

○委員長（伊藤 昇君） よろしいですね。

そうしましたら、事務局から何か。

○議会事務局長（小田桐克幸君） 特に。

○委員長（伊藤 昇君） 特にならぬようございませぬので、その他を終わらせていただきます。

◎閉会の宣告

○委員長（伊藤 昇君） 以上をもちまして本日の議題の審議等は全て終わりました。

本日の委員会はこれで終了いたします。

大変ありがとうございました。

閉会 午前10時59分